

別表第2

1 火薬類及びがん具煙火

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積 載 数 量	そ の 他
火 薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆 薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下	
火	工業雷管		100個以下	
	電気雷管		25個以下	
	信号雷管			
工	導火管付き雷管		10,000個以下	
	銃用雷管		1,000個以下	
	実包		100メートル以下	
品	空包		20メートル以下	
	導爆線		2,000メートル以下	
	制御発破用コード	100個以下		
	導火線	その原料を成す火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下		
がん具煙火	がん具煙火			

2 高圧ガス

表 示		車両の種類	要 件		
項 目	品 名		積載数量	容器の内容積	その他
可 燃 性 ガ ス 及 び 毒 性 ガ	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	120リットル未満	1 高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。 2 水素を燃料とする車両で燃料の容器に水素が充てんされたものを運搬する場合には、左記の要件は適用除外とす

ス	硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス				る。ただし、運搬される車両が、道路運送車両法に基づく車両の保安基準又はそれと同等の基準を満たしており、かつ、燃料の容器が高圧ガス保安法に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器等例示基準又はそれと同等の基準を満たしている場合に限る。
酸素	酸素				
不 活 性 ガ ス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス	圧縮ガスの場合は、ガス容積 90 立方メートル以下 液体ガスの場合は、18,000 リットル以下	圧縮ガスの場合は、120 リットル未満 液体ガスの場合は、18,000 リットル以下		

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	その他
毒 物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く）で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000 キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇 物	アンモニアを含有する製剤（アンモニア 10 %以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド 1 %以下を含有するものを除く。） その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げるものを除く。） 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4 消防法別表に掲げるもの

表 示	要 件
-----	-----

項目	品名	性状等	車両の種類	積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含むもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50 キログラム未満 第二種酸化性固体 300 キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000 キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム 前記に掲げるもののいずれかを含むもの 引火性固体	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。		100 キログラム未満 500 キログラム未満 第一種可燃性固体 100 キログラム未満 第二種可燃性固体 500 キログラム未満 1,000 キログラム未満	
第三類・自然発火性物	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く）	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第8号に掲げる性状を示すものとする。 ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。		10 キログラム未満 20 キログラム未満 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10 キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質	

質 及 び 禁 水 性 物 質	く。 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		50 キログラム 未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300 キログラム 未満
第 四 類 ・ 引 火 性 液 体	特殊引火物	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第11号から第14号までによるものとする。	50 リットル未 満
	第一石油類		非水溶性液体 200 リットル未 満 水溶性液体 400 リットル未 満
	アルコール類		400 リットル未 満
	第二石油類		非水溶性液体 1,000 リットル 未満 水溶性液体 2,000 リットル 未満
第 五 類 ・ 自 己 反 応 性 物 質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第1備考第19号によるものとする。	第一種自己反応性物質 10 キログラム 未満 第二種自己反応性物質 100 キログラム 未満
第 六	過塩素酸 過酸化水素 硝酸	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名	300 キログラム 未満

類・酸化性液体	その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含むもの	欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状を示すものとする。		
注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。				
注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。				

5 腐食性を有する物質

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	そ の 他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル	小型自動車	400キログラム未満	

6 マッチ

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	そ の 他
マ ッ チ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

- 注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
- 2 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
- 3 「車両の種類」は、道路運送車両法第3条に定めるところによる。
- 4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。